【注意事項】

・制度に対応して利用可能な行政サービス等の全てを掲載するものではありません。

・届出受領証等の提示が不要な行政サービス等の中には、長野県パートナーシップ届出制度の利用の有無にかかわらず利用できるものを含みます。

長野県パートナーシップ届出制度に対応して提供する行政サービス等一覧【駒ヶ根市】

（令和7年4月1日現在）

行政サービス等の内容（A）	届出受領証等の提示（B）		問合せ先（C）		備　　考（D）
公営住宅への入居申込み（世帯としての申込み）	○		都市計画課	0265-83-2111	
パートナーが親権者と共に行う保育施設への入所申込み	○		子ども課	0265-83-2111	
罹災証明の代理申請（委任状を省略）	○		税務課	0265-83-2111	
保育所・学童保育所への送迎		○	子ども課	0265-83-2111	
軽自動車税の身体障がい者等に対する減免申請		○	税務課	0265-83-2111	障がい者の日常生活のために同一生計にある者が自動車を運転すること等の要件を満たすことが必要です。
要介護認定の代理申請		○	福祉課	0265-83-2111	
職員互助会の給付	○		総務課	0265-83-2111	職員が対象
犯罪被害者等の支援金支給および日常生活支援助成金交付の申請	○		総務課	0265-83-2111	宣誓書受領証等の提示により、被害者の配偶者と同等の親族とみなします。